

環政第 号
令和 7 年 3 月 日

岐阜県環境審議会
会長 大場 伸也 様

岐阜県知事 江崎 禎英

次期岐阜県環境基本計画の策定について（諮問）

今後の岐阜県の豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例（平成 7 年岐阜県条例第 9 号）第 10 条第 1 項に定める環境基本計画を策定するに当たり、同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

本県では、令和３年３月に、岐阜県環境基本条例第１０条第１項に基づく「第６次 岐阜県環境基本計画」（平成８年３月策定以降５年ごとに策定）を策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

この計画の期間は令和３年度から令和７年度までの５年間としており、計画期間が終了する来年度には、これまでの環境行政の進捗状況を検証し、今後の県の環境行政の基本目標と施策の方向を定める新たな計画の策定を行う必要があります。

近年では、地球温暖化の影響による環境の変化により、気候変動への適応や、温室効果ガス排出削減への対応が求められています。また、国は令和５年７月に脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動を発表し、令和６年５月には、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の生活の質やウェルビーイングを目的とした「第６次環境基本計画」を策定するなど、新たな動きが見られます。

このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本県における豊かで快適な環境の実現を目指し、取り組むべき環境行政の基本方針とするため、次期岐阜県環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。